



川添議員が3月議会で行った一般質問について報告します。

栗原バス停留所周辺の土地問題について

昨年7月3日の豪雨により、栗原バス停付近（三ノ宮2269-1）の土砂崩落が発生しました。現在もブルーシートが被せられ、そのままの状態です（現在、バス停は移動し旧栗原バス停となっています）。

栗原バス停発着所（A）と土砂崩落場所（B）の土地所有者は同じで、栗原バス停の発着所の土地は長年、土地所有者から伊勢原市に使用貸借（無料で土地を貸していた）を行っていました。

土砂崩落のあった法面から栗原バス停の法面は同じ筆で、栗原バス停の法面も崩れる危険があるのではと危機感を感じ、7月8日に土地所有者は、市に対し、安全対策として、崩落法面の土留め工事を行ってほしい旨の申し入れを行いました。

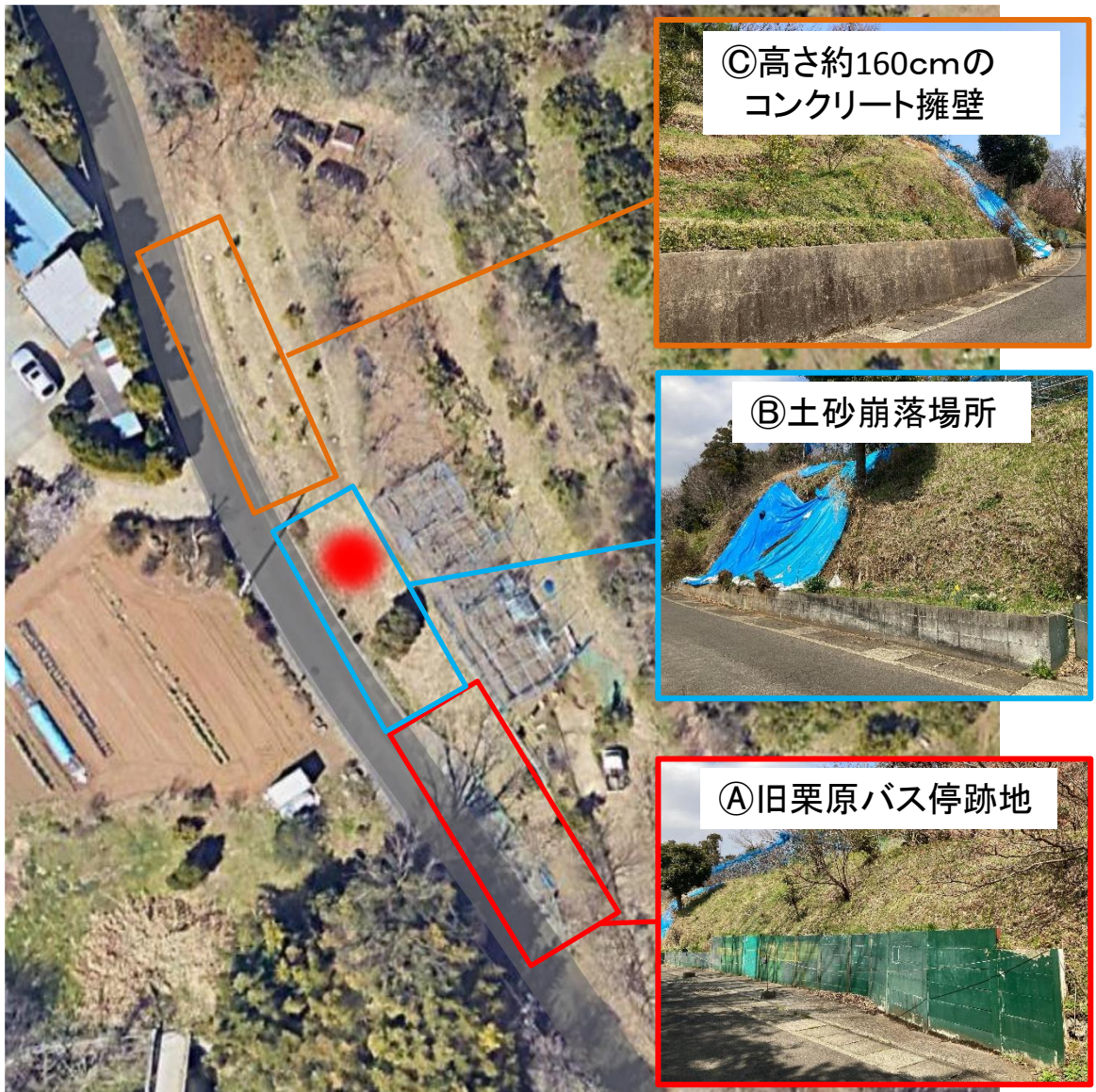
また、崩落法面の下部には地域住民が作った旧水路があり、市道81号線が拡幅され、新たな側溝（水路）が作られた際に、構築物はそのままだけに埋められました。この旧水路にも崩落原因があるのではないかと主張されています。

市道81号線の拡幅後、1988年に栗原バス停発着場のスペースが確保された後、法面上部に亀裂が生じたため、バス発着場の法面を削り、現在の強固な土留め擁壁を設置した経緯もあります。

今回、法面の安全措置が担保されないとの理由で、土地所有者から、市に対しバス停発着所の土地の使用貸借解除の通知があり、返還の際には土地の原状回復をするよう申し出がなされています。

以上の経過から、①土砂崩落土地の安全対策について、②土地所有者が崩落の原因となっているのではないかと主張されている旧水路について、④使用貸借の解除に伴う土地の原状回復について質問しました。

※右図は上空から見た栗原バス停跡地の周辺図



①土砂崩落土地の安全対策について

市は「崩落場所は、栗原バス停跡地から離れた場所で発生しており、バス停との関係性は認められない」「安全対策については、土地の所有者が実施すべきものである」などと答弁。

川添議員からは「1978年～1982年の市道81号線拡幅工事の際に、今回の土地崩落地の先に、法面保護のために伊勢原市が160cmほどのコンクリート擁壁（◎）を設置しており、本来、土地崩落場所も当時の安全対策として、コンクリート擁壁で法面保護をする必要があったのではないかと更に質問。

合理的で納得のいく回答はなし

市は「安全性の有無について、当時の地形を加味し、所有者とも協議をした。道路施工に際しては安全第一で設計を行っている」「今回の土砂崩落は上部の滑り崩壊であることを確認している」などと答弁。

川添議員からは、「過去の安全対策について問題がなかったのか検証し、行政としての安全対策をするべきではないか」とさらに質問。

市からは「弁護士代理人として話し合い進めているため、市の責任についての答弁は差し控えさせていただく。代理人の弁護士とも相談する」などと答弁があり、いずれも納得のいく明瞭な答弁はありませんでした。



②土地所有者が崩落の原因となっているのではないかと主張されている旧水路について

市からは「地元住民の手により整備されたもので、市の所有物でも占有物でもない」「地元の管理であった用水の流れの切り替えについては、当時、土地所有者も含め地元の皆様の了解を得ている」「公図上の水路敷については、平成4年に国から国有財産の譲与を受け現在に至っているものだが、市道81号線の道路区域内に存置している状況」「水路は過去から現在に至るまで、民地内に位置しており、地元住民の手により整備されたもの」「市が埋め戻すなどの措置を講じることは考えられないと判断している」などと答弁がありました。

③使用貸借の解除に伴う土地の原状回復について

市からは「バス停跡地に設置されている土留め擁壁や舗装を撤去すると法面の安定性の著しい低下を招いて、法面を崩壊させる可能性がある」「法面の安定性を最優先に考え、土留め擁壁等を残し、道路境界部分に新たに土留めブロックを設置し、新しい土留めブロックと既存擁壁間に土を盛り、バス停跡地を埋め立てるような形で、法面を新規に造成することを提案した」「現時点において、土地所有者からは、復旧方法に関して御理解いただけない状況」などと答弁がありました。

市民に寄り添い、土地の原状回復をすべき

川添議員からは、実際は、市が使用貸借で借りていたバス停跡地の返還に際し、「原状回復の義務がない」と回答しており、ここに大きな問題があることを指摘。土地所有者の意向も聞かず、一方的に例外的な「付合」というルールを持ち出し、「原状回復の義務がない」と断じたことは、行政としての倫理的、道義的に問題があるのではないかと追及しました。

市からは「法面の危険があるような原状回復はいかなものかということでこのような文章になった」「現状の土留め擁壁を撤去すると安定性が著しく低下するため付合というルールを立てさせていただいた」「土地所有者と色々な場面で話し合いをしている。そうした用意はあるが、代理人を通してとなった」「今後も真摯に話し合いを進めさせていただければと思う」などと答弁がありました。

まずは、原状回復の義務を認め、市民に寄り添った対応を求めます。

